

平成 31(令和元)年度 第 11 回 理事会議事録

日 時：令和 2 年 3 月 11 日（水） 19：00～

場 所：地域交流センター 南風原町立中央公民館 第 3 研修室（2F）

（沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武 236 番地）

[出席者]

理 事：池城正浩、小嶺衛、立津統、城間定治、運天智子、神谷喜一、久高将臣、金城良和、
山城忍、川畑真紀、照屋一樹、末吉恒一郎、南部路治、当真祐二

監 事：仲西孝之

欠 席：村井直人（理事）、千知岩伸匡（監事）

書 記：神谷喜一

定刻に司会者池城正浩は開会を宣し、本日の理事会は出席者が定款第 36 条のとおり定数を満たしていたので有効に成立した旨を告げた。

議決に加わることの出来る理事数 15 名

出席者理事数 14 名

次いで定款第 35 条により、池城正浩が議長となり、直ちに議案の審議に入った。

[審議事項]

- ・第 1 号議案 2020 年度収支予算書 …【資料 1】
- ・第 2 号議案 「九州理学療法士学会大会 2020inSASEBO」リンクバナー設置について …【資料 2】
- ・第 3 号議案 令和 2 年度多職種連携ケアマネジメント基盤強化促進事業受託について…【資料 3】
- ・第 4 号議案 2020 年度地域支援事業等市町村支援アドバイザー事業受託について…【資料 4】
- ・第 5 号議案 旅費及び諸手当支給規程の変更について

[報告事項]

1. 会長

※月次活動報告

2. 副会長

※月次活動報告

3. 事務局

※月次活動報告

・R2. 2/1～R2. 2/29 までの受付・発行文書 …【収受・発行文書(原本)ファイル】

・R2. 2/1～R2. 2/29 までの会員異動詳細 …【資料ファイル 1】

【期間会員動向】令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日 ※当会入力状況から検索

異動：22 名（県内：17 名 転入：0 名 転出：5 名 再申請：0 名 否認 0 名）

休会：93 名※休会継続含む 退会：5 名（うち否認 1 名） 復会：10 名（うち否認 1 名）

・事務員の給与明細 …【資料ファイル 2】

4. 社会職能局

※月次活動報告

5. 教育学術局

※月次活動報告

6. 各種委員会

第1号議案 2020年度収支予算書について

提出日：令和2年3月4日	提出者：池城正浩	
担当局：事務局	担当部：財務部	
議案主題	2020年度収支予算書【資料1】	
議案内容及び提出理由	2020年度予算案を2月23日に開催された予算編成委員会の審議内容を踏まえて策定した。 ご審議頂きたい。	
審議内容	<p>運天理事) 次年度は、22,000,000円の予算を組んでいるが、会費収入だけでは13,000,000円の状況です。会費収入以外には、受託事業と研修会参加費が財源となっています。</p> <p>限られた財源で、公益法人として公益・共益・管理区分にて予算配分しているため、各局には支出の適正化を図っていただきたい。</p> <p>資料1内容を十分吟味した上で、承認をいただきたい。</p> <p>池城会長) 定時総会にて会員に説明できるよう各理事は理解していただきたい。</p> <p>城間事務局長) 今年度予算では180万程度の人件費を県受託事業で賄っています。事業の継続性と人材育成を意識していただきたい。また事業計画書を確認してあわせて検討下さい。</p> <p>末吉局長) 今年度、新型コロナウイルス等の影響により中止となった事業は、次年度に繰り越せるのか。</p> <p>城間事務局長) 次年度は次年度事業としての検討となります。</p>	
審議結果	全会一致で可決	
	担当局：事務局	担当部：
備考		

第2号議案 「九州理学療法士学術大会 2020inSASEBO」リンクバナー設置について

提出日：令和2年3月11日	提出者：城間定治	
担当局：事務局	担当部：	
議案主題	「九州理学療法士学術大会 2020inSASEBO」リンクバナー設置について【資料2】	
議案内容及び提出理由	(公社)長崎県理学療法士協会九州理学療法士学術大会事務局より、令和2年10月17日(土)・18日(日)に開催される「九州理学療法士学術大会 2020inSASEBO」のリンクバナー設置について協力依頼があった。 当協会ホームページへのバナー設置の可否についてご審議いただきたい。	
審議内容	九州理学療法士学術大会 2020inSASEBO」リンクバナー設置について 城間事務局長) 構成団体としてバナーリンクしても宜しいでしょうか。 特に確認事項なし	
審議結果	全会一致で可決	
	担当局：事務局	担当部：

備考	
----	--

第3号議案 令和2年度多職種連携ケアマネジメント基盤強化促進事業受託について

提出日：令和2年3月11日	提出者：池城正浩・城間定治・久高将臣
担当局：会長・事務局	担当部：総務部
議案主題	令和2年度多職種連携ケアマネジメント基盤強化促進事業受託について 【資料3】
議案内容及び提出理由	<p>令和2年度、沖縄県の介護予防市町村支援事業における「多職種連携ケアマネジメント基盤強化促進事業」について下記のとおり受託予定である。受託について審議いただきたい。</p> <p>本事業は地域包括ケアシステムを構成する多様な専門職が、互いの専門職の垣根を越えた連携促進を図るため、特定テーマ別の研修等の企画・運営が目的である。</p> <p>この事業を通して専門職間の連携していく体制を構築及び強化することで、市町村事業に対する理学療法の提供などが期待される。定款第4条第5項内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業に基づく。</p> <p>【委託元】沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 介護企画班</p> <p>【契約期間】2020年4月1日～2021年3月31日（調整中）</p> <p>【予算規模】約150万円</p> <p>【研修概要】（案）</p> <p>研修回数： 回（調整中） 土曜日開催</p> <p>【特記】</p> <p>研修テーマ及び講師によっては再委託契約による実施となる。</p>
審議内容	<p>検討1：受託の可否</p> <p>久高副事務局長）資料3を確認ください。現在のところ、150万の予算規模の企画を検討しています。</p> <p>城間事務局長）県の第8期事業計画に基づいて、市町村向けなど、研修なしの方向で検討していました。しかし、今年度のコンソーシアム研修会が大変好評でしたので、次年度も継続企画となっています。</p> <p>検討2：担当者の決定</p> <p>久高副事務局長）受託が可決されたら社会職能局と相談して担当者を決定していきたい。</p>
審議結果	<p>検討1：受託の可否</p> <p>全会一致で可決</p> <p>検討2：担当者の決定</p> <p>担当者選出は、社会職能局と相談しながら進めていく</p>
	<p>担当局：事務局</p> <p>担当部：総務部</p>
備考	

第4号議案 2020年度地域支援事業等市町村支援アドバイザー事業受託について

提出日：令和2年3月11日	提出者：池城正浩・城間定治・久高将臣
担当局：会長・事務局	担当部：総務部
議案主題	2020年度地域支援事業等市町村支援アドバイザー事業受託について 【資料4】

<p>議案内容及び提出理由</p>	<p>沖縄県介護企画班から「2020年度地域支援事業等市町村支援アドバイザー事業」について下記の通り受託予定である。受託について審議いただきたい。</p> <p>本事業は、市町村及び地域包括支援センターにおいて、高齢者総合保険事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の運営に関するアドバイザー事業の事業運営を行う。</p> <p>この事業を通して市町村の取り組みを把握し、発展的に取り組みに対する理学療法の提供などが期待される。定款第4条第1項理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業に基づく。</p> <p>【委託元】 沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 介護企画班</p> <p>【契約期間】 2020年4月1日～2020年3月31日（調整中）</p> <p>【予算規模】 約650万円</p> <p>（沖縄県市町村総合支援等事業-1.市町村が自ら地域包括ケアシステムを構築していくための支援事業費）</p> <p>【研修概要】（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して募集案内を行い、応募相談内容確認の上で医療介護専門職団体と連絡調整を図り、適切に対応できる派遣アドバイザー又は派遣チームを選定し、市町村に連絡する。 ・業務進捗管理のための連絡調整会議：2回（沖縄県と協議の上で決定）
<p>審議内容</p>	<p>検討1：受託の可否</p> <p>城間事務局長）県の第8期事業計画の中で、地域リハ活動に基づく事業運営である。各市町村の事業取り組みにアドバイザーとして関わり、地域包括ケアシステムを構築していただくのが目的である。</p> <p>池城会長）各局の事業計画にも反映できると考える。また各支部とも絡めてもよいのではないか。</p> <p>検討2：担当者の決定</p> <p>久高副事務局長）受託が可決されたら社会職能局と相談していきたい。</p>
<p>審議結果</p>	<p>検討1：受託の可否</p> <p>全会一致で可決</p> <p>検討2：担当者の決定</p> <p>担当者選出は、社会職能局と相談しながら進めていく。</p>
<p>備考</p>	<p>担当局：事務局 担当部：</p>

第5号議案 旅費及び諸手当支給規程の変更について

<p>提出日：令和2年3月11日</p>	<p>提出者：城間定治・久高将臣</p>
<p>担当局：事務局</p>	<p>担当部：総務部</p>
<p>議案主題</p>	<p>旅費及び諸手当支給規程の変更について</p>

最低賃金の見直し、働き方改革、職場以外の外部活動（ダブルワーク）など社会情勢の変化に対応するため、日当についての見直しを行い、人員を確保することで安定した協会活動を維持したい。事務局案を提案しますので、ご審議いただきたい。

現規程

（旅費及び諸手当の種類）

第3条 旅費及び諸手当の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（バス・タクシー料金を含む）、有料道路料金、宿泊料、駐車料金、日当とする。

（旅費及び諸手当の計算）

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 交通機関（鉄道賃、船賃、航空賃、バス・タクシー料金、有料道路料金）、駐車料金の実費を支給する（領収書添付のこと 但し鉄道運賃、バス賃等において領収書の受領が困難な場合には、区間の正規の運賃を支給する）。

3 宿泊料金は、実費を支給する（但し、一泊上限 10,000 円）。

4 日当の支払いは別表の通りとする。

別 表

用 務		日当金額
県内会議		500 円
県外会議		4,000 円
理事会		3,000 円
その他の用務	4 時間以内	2,000 円
	4 時間以上	3,000 円

議案内容
及び
提出理由

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改定案

（旅費及び諸手当の種類）

第3条 旅費及び諸手当の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（バス・タクシー料金を含む）、有料道路料金、宿泊料、駐車料金、日当、宿泊日当とする。

（旅費及び諸手当の計算）

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 交通機関（鉄道賃、船賃、航空賃、バス・タクシー料金、有料道路料金）、駐車料金の実費を支給する（領収書添付のこと 但し鉄道運賃、バス賃等において領収書の受領が困難な場合には、区間の正規の運賃を支給する）。

3 宿泊料金は、実費を支給する（但し、一泊上限 12,000 円）。

4 日当及び宿泊日当の支払いは別表の通りとする。

別表

用 務		日当金額
県内会議		500 円
県外会議		4,000 円
理事会		3,000 円
<u>宿 泊</u>		<u>2,000 円</u>

	その他の用務	4 時間以内	4,000 円
		4 時間以上	7,000 円
	<p>附則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
審議内容	<p>山城理事) 金額の設定は根拠があるのか。</p> <p>城間事務局長) 時給 1,000 円の想定で考えている。用務に携わるまでの拘束時間等も勘案し設定している。</p> <p>城間事務局長) 宿泊日当については離島からの会議参加や離島での会議参加を想定している。</p>		
審議結果	<p>検討 1: 規程変更の可否</p> <p>全会一致で可決</p> <p>検討 2: 施行期日について</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日からで全会一致で承認</p>		
	担当局: 事務局		担当部:
備考			

公益社団法人 沖縄県理学療法士協会

会 長 池城 正浩

監 事 仲西 孝之